

南部忠平杯第 40 回くらし女子駅伝競走大会、第 45 回日本海駅伝競走大会売店等運営要項

1 趣旨

この要項は、南部忠平杯第 40 回くらし女子駅伝競走大会、第 45 回日本海駅伝競走大会の開催にあたり、南部忠平杯第 40 回くらし女子駅伝競走大会、第 45 回日本海駅伝競走大会事務局（以下「大会事務局」という。）が、同駅伝競走大会（以下「大会」という。）において、会場区域内に設置する売店（キッチンカーを含む。）（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

2 出店申請

売店等の出店を希望する者は、出店申請書（様式第 1 号）に添付書類を添えて、大会事務局に出店申請を行うものとする。

なお、競技会場施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）への使用許可申請は大会事務局が行う。

3 出店者の選定

大会事務局は、出店者の選定にあたっては、地元の者、事業者等を優先することとし、次の事項に留意するものとする。

- (1) 南部忠平杯第 40 回くらし女子駅伝競走大会、第 45 回日本海駅伝競走大会の開催方針に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと。
- (2) その他、大会事務局が特に認めること。

4 出店許可

大会事務局は、申請内容、会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、出店者を選定し、関係書類を審査の上、出店許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

5 販売品目

売店等で販売を認める品目は、次に定めるものとする。ただし、大会に協賛する大山乳業農業協同組合、宝製菓と販売するものが類似する場合は制限を設ける。

(1) 食品

原則として、売店で調理、加工を行わない食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品表示法に基づく適切な表示がなされたものであること。ただし、キッチンカーで販売する食品については、この限りではない。

ア パン類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、包装されたもの。

イ 飲料水等

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りのもの。

ウ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

- (2) スポーツ用品、記念バッジ類
- (3) 特産品

実行委員会が認めた倉吉市の特産品（酒類は除く。）

- (4) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要なもの。

6 食品の販売

- (1) 食品を販売する売店等を許可する場合は、設置場所、保管方法、取扱食品等について、管轄の保健所と協議するものとする。
- (2) 食品衛生関係法令等により、営業許可等を必要とする出店者にあつては、直ちに管轄の保健所に申請し、その許可証の写しを大会事務局へ提出するとともに、売店にはその許可証を掲示しなければならない。
- (3) 大会事務局は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、関係書類を大会開催前までに、保健所等に提出するものとする。
- (4) 食品を販売する出店者は、食中毒発生防止のための措置を取ること。食中毒、販売した食品に起因する事故等が発生した場合は、出店者の責任において、誠意ある対応、被害者への賠償等を行うこと。
- (5) 食品を販売する出店者は、出店者の責任で出店の区画内にごみ箱を設置するとともに、ごみは回収のうえ、すべて持ち帰ること。また、食品の購入者に対し、発生するごみをごみ箱へ捨てるよう伝えること。

7 出店の期間及び開設時間

出店者は午前 8 時までに入場し、午前 8 時 30 分から開設する。閉設は午後 4 時以降とする。ただし、大会事務局は、競技の特性又は業務の実績に応じて出店時間を調整できるものとする。

8 出店の場所、規模及び方法

出店の場所、規模及び方法は、大会事務局が別に定める場所・規模・方法とする。ただし、大会事務局は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

9 経費負担

売店等の設置、管理運営、警備、撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

10 出店料

無料とする。

11 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。

- (2) 売店等には、大会事務局から交付された出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み又は拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に
出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及び従業員は、大会事務局が発行するADカードを着用すること。
- (11) 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しないこと。また、次のイからキまでに掲げる
者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2
条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第
2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的
をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は
積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、実行委員会の指示に従うこ
と。
- (13) 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は、原則として認めない。
- (14) 商品及びテントの管理は、出店者の責任とする。
- (15) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず、危機回避のために撤去命令を出
した場合には、その指示に従うこと。
- (16) 天災等により発生した損害については、補償を一切行わない。
- (17) その他関係法令等を遵守し、大会事務局等及び施設管理者その他関係機関の指示に従い、
良識ある売店等の管理運営を実施すること。

12 許可の取り消し

大会事務局は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。この場合において、出店者は大会事務局に対して損害賠償を請求することはできない。

13 損害賠償

出店者が、施設又は第三者等に損害を加えたときは、出店者が賠償の責を負うものとする。

14 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに現状に回復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

15 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切その責を負わない。

16 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、大会事務局が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年9月1日から施行する。